

立山町地域づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区等が行う地域の力が向上する活動又は地域団体等が行う町の活力が増進する活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、立山町補助金等交付規則（平成25年立山町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区等 地区及び自治会をいう。
- (2) 地域団体等 NPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等をいう。

(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助対象経費は、前条の活動に要する消耗品費、燃料費、通信運搬費、使用料、賃借料その他町長が認める費用とする。

2 補助金額は、前項の対象経費の合計の額又は20万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、立山町地域づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(審査会の設置)

第5条 町長は、前条の交付申請書の内容が次の各号に掲げる地域づくりに適合し町が支援すべきものかどうかを審査するため、地域づくり支援事業認定審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

- (1) 活力あるまちづくり
- (2) 歴史・伝統・文化を活かしたまちづくり
- (3) とともに支えあうまちづくり
- (4) 夢のあるまちづくり

2 審査会は、副町長、総務課長、企画政策課長及び教育課長をもって組織するものとする。

3 審査会は、必要があると認めるときは、関係課長に出席又は資料提供を求めるものとする。

4 審査会の庶務は、企画政策課において処理するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、審査会の選考結果に基づき、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の規定による通知は、立山町地域づくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に行うものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合は、立山町地域づくり支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受け

なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業費の20パーセント以内の変更をすること。

(2) 補助目的に関係のない事業計画の細部の変更をすること。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、立山町地域づくり支援事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

3 補助事業を中止又は廃止する場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、立山町地域づくり支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、立山町地域づくり支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、立山町地域づくり支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定による要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めるとき。

（補助金の返還）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定による返還請求は、立山町地域づくり支援事業補助金返還請求書（様式第8号）により行うものとする。

3 同条第1項の規定による返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

（関係書類の保存）

第12条 交付決定者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿、証拠書類等を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。